

善管注意義務違反を認め、約20億円の賠償命令



ユニバーサルエンターテインメント 株主代表訴訟、東京高裁も株主勝訴

ユニバーサルエンターテインメント（以下「UE社」）の創業者に対する株主代表訴訟で、東京高裁（中村也寸志裁判長）は令和4年6月8日、原審（東京地裁令和3年11月25日判決、平成30年（ワ）第7586号）に引き続き、創業者に対する善管注意義務又は忠実義務に違反すると認め、創業者に対し1億3,600万香港ドル及び17万3,562.23米国ドル（日本円でおおよそ20億円）の支払いを命じた（令和4年（ネ）第79号）。東京高裁は、控訴人はUE社の海外事業統括の業務担当取締役として、海外子会社等の業務を執行又は監視するに当たり、その地位を利用して同社の利益の犠牲の下に自己の利益を図ってはならない義務をUE社に対する善管注意義務又は忠実義務として負っていたものと解すべきであるとの判断を示した。



創業者の行為が海外子会社等に損害

本件は、東証スタンダード市場に上場する遊戯機器の製造・販売等を行うユニバーサルエンターテインメント（以下「UE社」）の創業者（控訴人（第1審被告））に対する株主代表訴訟だ。創業者は、当時は同社の海外事業統括を職務分掌とされた取締役であるとともに、同社の海外子会社の代表者となっていた。株主である被控訴人（第1審原告）は、①控訴人及びその親族が株主である香港法人の第三者に対する貸金債権を回収する目的等で、海外子会社の代表者として、第三者が関与する会社に対して1億3,500万香港ドルを貸し付け（本件行為1）、②自己の個人的な利益を図る目的で、海外子会社の代表者として、受取人白地の1,600万香港ドルの小切手を振り出し（本件行為2）、③UE社の海外孫会社の取締役の指示をして、金融機関からの借入により香港法人に生じた利息等相当額

17万3,562.23米国ドルを海外孫会社に支払わせた（本件行為3）といった控訴人の各行為は、UE社の取締役としての善管注意義務・忠実義務に違反するものであるとして、会社法423条1項に基づき、損害金等をUE社に支払うことを求めた。

なお、UE社と海外子会社等の資本関係は図表1の通りとなっている。

海外子会社の代表者として利益を図るべき

被控訴人は、控訴人はUE社の海外事業統括を職務分掌とする取締役として、香港法人Bの代表者としての行為及びUE社の子会社又は孫会社の取締役の行う業務執行に対する直接の指揮命令等も含めた業務の執行を通じて、UE社の利益を図り、また、UE社に損害を与えないようにする善管注意義務又は忠実義務を負っていたなどと主張した。